

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期限は 令和8年1月30日（金）です

お願い

市税につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、固定資産税は土地、家屋のほかに事業用資産である償却資産についても課税の対象となります。償却資産の所有者は毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、市へ申告していただく必要があります。つきましては、この申告の手引きを参照の上、申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。申告書が提出されない場合、過去の申告内容などを基に償却資産を所有しているとみなして課税することがあります。

償却資産をお持ちでない方、廃業・休業の方、資産の増減がない場合も、その旨を申告書の備考欄に記載のうえ提出をお願いいたします。

○問い合わせ先及び申告書提出先（窓口提出または郵送）

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地（市役所本庁2階②番窓口）

松江市役所 財政部 固定資産税課 家屋償却資産係

電話番号 (0852) 55-5647

各支所市民生活課へ提出いただいても構いません。

令和8年度から
納税通知書・課税明細書の発送方法が変わります！

これまで課税明細書を4月中旬に、納税通知書を5月中旬に郵送していましたが、令和8年度から納税通知書に土地・家屋の課税明細（8件まで）を同封して5月上旬に発送します。

松江市に資産（土地・家屋）を9件以上お持ちの方には、追加の課税明細書（9件目以降の資産が載ったもの）を別便で送付します。



松江市PRキャラクター おまっちゃん

松江市

目 次

1. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方	1
(2) 申告書の書き方	1
(3) eLTAX（エルタックス）での申告	2
(4) 実地調査等のお願い	2

2. 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは	3
(2) 償却資産の種類と具体例	3
(3) 償却資産の申告対象となる資産	3
(4) 償却資産の申告対象とならない資産	4
(5) 附帯設備（建築設備）における家屋と償却資産の区分	5

3. 償却資産の納税までのながれ

6

4. 税額の算出方法について

(1) 償却資産の評価方法	6
(2) 国税との主な取扱いの違い	8
(3) 課税標準の特例が適用される償却資産	8
(4) 非課税となる償却資産	8
(5) 税額の減免	8
(6) 不均一課税・課税免除（税率の特例）が適用される固定資産	9

5. 申告書記入例

(1) 償却資産種類別明細書の朱字訂正	9
(2) 償却資産申告書の記入例	10
(3) 種類別明細書（増加資産・全資産用）	11
(4) 種類別明細書（減少資産用）	12

1. 債却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在、**償却資産を所有されている方**ですが、次の方も申告が必要になります。

- ① 債却資産を他に賃貸している方（貸主）
- ② 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は買主の方
- ③ 債却資産を共有で所有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告してください。）
- ④ リース資産は原則として資産の所有者の方（**法人税・所得税の取扱とは異なります**）。ただし、リース期間終了後に譲渡されることになっている場合は資産のユーザー（買主）の方
(※平成20年4月1日以降の契約分で取得価額が20万円未満の資産は償却資産の範囲から除外されるため、申告の必要はありません。)

※資産の増減がない場合も申告が必要です。

- 法人税・所得税の確定申告と固定資産税の償却資産の申告を混同されているケースがよくあります。
- 確定申告をしても固定資産税の償却資産では申告済とはなりません**のでご注意ください。
- 法人税・所得税は国の税金、固定資産税の償却資産は市の税金です。

(2) 申告書の書き方

* 債却資産の申告には、1月1日（賦課期日）現在所有しているすべての資産を申告していただく**全資産申告**と、前年中に増加または減少した資産を申告していただく**増減申告**があります。2ページの表を参考にして、いずれか該当の方法で申告してください。

* 申告書等は『5. 申告書記入例』(9~12ページ)をご参照のうえ、作成してください。

* **自社作成の申告書等**で申告される場合は、固定資産税課から送付した償却資産申告書（記入不要）を添付して提出ください。

* **申告書を郵送される方で、控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください。** 同封がない場合は、控えを返送いたしませんのであらかじめご了承ください。

* 提出されなかつた方には、あらためて提出のお願いをさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

* 基本的に償却資産の申告は1月末の一回のみですが、申告漏れ・誤りがある場合は、次年度にまとめて申告されるのではなく、申告漏れをした年度の修正申告書を隨時提出していただきますようお願いいたします。

- ・ **前年中に資産の増減がなかつた場合も申告書の提出が必要です。**「18. 備考」欄の【1. 資産の増減なし】に○をつけて提出してください。
- ・ **該当資産をお持ちでない方、廃業・解散及び転出等により松江市内に償却資産がなくなった方も、**「18. 備考」欄の【2. 該当資産なし】・【3. 廃業ほか】に○をつけて提出してください。
- ・ 前年度に増減申告をされた方については資産明細書をつけておりますが、**全資産申告（資産の評価額を算出して申告）**された方については、こちらから資産明細書はつけておりませんので、あらかじめご了承ください。

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	* 令和7年1月2日以降において新規に事業を開始された方 * 今回初めて申告される方	令和8年1月1日現在において所有されているすべての償却資産を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用) 「草色」
	* 企業内の電子計算機等を使用して申告される方	令和8年1月1日現在において所有されているすべての償却資産の評価額を算出し、申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用)
増減申告	* 上記以外の方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加または減少した償却資産を申告してください。 * 減少資産については、同封の「償却資産種類別明細書」をご参照ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用) 「草色」 ・種類別明細書 (減少資産用) 「赤色」

- * 松江市ホームページの「償却資産のページ」もご利用ください。
「償却資産申告書」および「種類別明細書」の様式をダウンロードすることができます。
https://www.city.matsue.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/6/6611.html

(3) eLTAX（エルタックス）での申告

- * 地方税電子申告eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる申告の受付をしています。インターネットで申告をする場合にはまず利用の届出が必要となります。
詳しい内容や手続きについては、
 - ・地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）
 - ・よくあるご質問（<https://eltax.custhelp.com>）
 をご確認ください。

eLTAXホームページ


(4) 実地調査等のお願い

- * 申告書受理後、地方税法に基づいて実地調査・簡易調査（固定資産台帳等を提出していただく調査）を行うことがありますので、その際にはご協力いただきますようお願いいたします。また、調査に伴い申告漏れ等が判明した場合、修正申告をお願いすることがあります。

法定申告期限内の申告をお願いします

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び松江市税賦課徴収条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役刑または罰金刑に処されることがあります。

2. 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

土地、家屋と同様、固定資産税の一つで、**土地、家屋以外の事業用資産**に対して、その取得価額、取得時期、耐用年数を基に課税標準額を算出し、その課税標準額に税率（1.4%）を乗じて課税するものです。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その資産の所在する市町村長への申告が義務付けられています。（地方税法383条）

(2) 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示しますと、下記の表に掲げるとおりです。

※具体例ですので、他の資産で不明な点はお問合せください。

資産の種類			主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	構築物	駐車場のアスファルト舗装、砂利、門、塀、フェンス、自転車置場、擁壁、広告塔、屋外排水溝、焼却炉、井戸、庭園、その他土地に定着する設備 等
	建物	建物	プレハブ等の建物で、基礎がないものまたは基礎がブロックの単体・木杭等の簡易な建物（ 家屋として評価していない建物 ）
	建物附属設備	建物附属設備	家屋に取り付けられた設備のうち、その構造、利用状況及び家屋との一体性の程度から見て家屋と構造上一体となっていないもので、そのもの自体に資産価値のあるもの
2 機械及び装置	製造・加工・修理用の機械装置、各種製版機及び印刷機、太陽光発電設備、建設機械（パワーショベル、ブルドーザー等：自動車登録番号の分類番号0、00～09、000～099）、その他産業機械及び装置 等		
3 船 舶	一般船舶、漁船、モーターボート、釣船、ヨット、遊覧船 等		
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等		
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（フォークリフト、ショベルローダー等：自動車登録番号の分類番号9、90～99、900～999）、貨車、客車 等 ※ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く		
6 工具、器具及び備品	事業用の工具・器具・備品・什器 等 (ロッカー、応接セット、テレビ、音響機器、パソコン、コピー機、ファクシミリ、陳列ケース、ルームエアコン、冷蔵庫、製氷機、洗濯機、厨房用品、電話機、看板、金庫、医療機器、理美容機器、各種工具、カラオケ機器、パチンコ機、観賞用生物 等)		

※ トラクター、コンバイン等の農耕作業用自動車等、小型特殊自動車に該当する車両は、公道走行の有無に關係なく軽自動車税の対象であり、償却資産（固定資産税）の申告対象外となりますのでご注意ください。

○ 軽自動車税のお問合せ先 松江市市民税課 電話番号：(0852) 55-5154

(3) 償却資産の申告対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ① **償却済資産**（耐用年数が経過した資産）
- ② **建設仮勘定**で経理されている資産、簿外資産

- ③ **決算期以降**令和8年1月1日までに増加及び減少のあった資産
- ④ **遊休**または**未稼動**の資産
- ⑤ **改良費**（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体と区分して取り扱います。）
- ⑥ **家屋に施した建築設備・造作**のうち、償却資産として取り扱うもの（5ページを参照してください。なお、該当する資産は<構築物>として申告してください。）
- ⑦ 本来は減価償却が可能であるが、赤字決算等のため**減価償却を行っていないもの**
- ⑧ **清算中の法人**において、清算事務に使用または他の事業者に貸し付けている資産
- ⑨ 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても**個別償却**をしているもの（下記【参考1】参照）
- ⑩ 中小企業が取得した30万円未満の資産で、**損金算入の特例制度**を適用し即時償却した少額減価償却資産（下記【参考2】参照）
- ⑪ 3年間一括償却及び一時に損金算入している資産のうち、令和4年4月1日以後、貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供するもの

（4）償却資産の申告対象とならない資産

- ① 牛、馬、果樹、その他の**生物**（注：興行用、観賞用生物については申告が必要です）
- ② **自動車税・軽自動車税の課税対象**となる資産（二重課税を行わないため）
- ③ **無形固定資産**（例：特許権、実用新案権、漁業権、ソフトウェア等）
- ④ **繰延資産**（例：開業費、試験研究費等）
- ⑤ **棚卸資産**（商品、貯蔵品等）
- ⑥ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で
 - ・ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金に算入しているものまたは必要経費としているもの）
 - ・ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で**一括償却**を行うことを選択したもの（下記【参考1】参照）

【参考1】 償却方法と取得価額による申告対象の一覧

個人・法人の別 取得価額	個人の場合		法人の場合	
	国税の取扱	固定資産税 (償却資産)の取扱	国税の取扱	固定資産税 (償却資産)の取扱
10万円未満	必要経費	申告対象外	損金算入	申告対象外
10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外	3年間一括償却	申告対象外
	減価償却	申告対象	減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象	減価償却	申告対象

【参考2】 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産について

資産の取得期間	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 令和8年3月31日まで
取得価額	30万円未満	10万円以上30万円未満
取得価額の合計額上限	なし	300万円（1事業年度あたり）

※この特例は国税（法人税・所得税）に適用される制度で地方税（固定資産税）には適用されません。
この特例を適用した資産については申告の対象となります。

(5) 附帯設備（建築設備）における家屋と償却資産の区分

原則として、家屋以外の有形減価償却資産が固定資産税の対象である償却資産となります。家屋の附帯設備（建築設備）の中には、その構造、利用状況、家屋との一体性の程度等からみて、家屋に含められず、償却資産として扱われるものがあります。下記の表をご参照ください。

《家屋と償却資産の区分》 ※下表は、主な設備の例です。

設備等の種類	設備等の分類	設 備	区分	
			家屋	償却資産
建築設備	内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事、屋外の配線		○
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線等	○	
	LAN設備	設備一式		○
給排水衛生設備	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器		○
		配管・配線等	○	
	監視カメラ(ITV)設備	受像機（テレビ）、カメラ		○
		配管・配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
空調設備	火災報知設備	設備一式	○	
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○
		屋内設備、配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式（洗面器、便器等）	○	
	消防設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備等	○	
	空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備	換気設備	特定の生産または業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○
		エスカレーター、エレベーター等	○	
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等のサービスに関わる設備、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○
外構工事		上記以外の設備	○	
	洗濯設備	事業用の洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、寮・病院等の洗濯設備		○
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（つい立て）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪機、ごみ処理設備、郵便受、宅配ボックス、カーテン・ブラインド等		○
	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○

※賃借人（テナント）が取り付けた内装、建築設備等（特定附帯設備）

賃貸ビル等を借り受けて、賃借人（以下「テナント」といいます。）が自らの事業を営むために取り付けた内装、電気、ガス、その他の建築設備は、テナントの方を所有者とみなしますので、**上記の区分に関わらず、テナントの方から償却資産として申告していただくことになります。**（地方税法第343条第10項、松江市税賦課徴収条例第54条第8項）

3. 償却資産の納税までのながれ

① 価格等の決定・登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

② 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を市長が公示します。

③ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、固定資産税課において所有者、納税管理人及び代理人等固定資産税の課税に直接関係を有する方へ、年間を通して閲覧に供しています。

④ 納税通知書の交付

下記、「4. 税額の算出方法について」により税額を算出し、納税通知書を5月上旬に郵送します。

【課税標準額】賦課期日（1月1日）現在の評価額に基づき決定された価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

【税率・税額】税率は1.4／100です。課税標準額（土地・家屋・償却資産の合計で1,000円未満切捨）に税率を乗じた額（100円未満切捨）が税額となります。

【免 税 点】償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが、その場合でも申告は必要です。

⑤ 納付

年税額は、年4回（5月、7月、9月、12月）に分けて納付していただきます。具体的な納期は、納税通知書でお知らせします。

⑥ 審査の申し出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、所定の期間内に文書をもって固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

4. 税額の算出方法について

（1）償却資産の評価方法

償却資産の評価は償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本とし、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

【評価額の算出方法】

取得時期	評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - R / 2) = 取得価額 × A (注1)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - R) = 前年度評価額 × B (注2)

* 取得価額は、法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合には消費税額を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税額を含んだ額となります。

* 一般的の償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の100分の5に相当する額です。

R……耐用年数に応する旧定率法による減価率

(注1) 半年分の減価残存率で、7ページの減価残存率表のA欄の率です。

(注2) 1年分の減価残存率で、7ページの減価残存率表のB欄の率です。

【計算例】

評価額の算出方法及び税額計算例です。なお、実際の評価計算等につきましては、電算システムで行いますので、申告の際に算出していただく必要はありません。

下記の資産を取得した場合、

品名	取得時期	取得価額	耐用年数	減価率 (R)
コピー機	令和6年2月	1,250,000円	5年	0.369
舗装路面	令和7年5月	2,384,000円	15年	0.142

固定資産税にかかる償却資産の評価額は、下記のとおりになります。

品名	評価額
コピー機	$1,250,000 \times 0.815 = 1,018,750$ 円 (前年度評価額) $1,018,750 \times 0.631 = 642,831$ 円 (今年度評価額)
舗装路面	$2,384,000 \times 0.929 = 2,214,736$ 円
合計	$642,831 + 2,214,736 = 2,857,567$ 円

課税標準額は2,857,000円 (千円未満切捨) となります。

税額は、 $2,857,000 \times 1.4 / 100 = 39,900$ 円 (百円未満切捨) となります。

《減価残存率表》

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		R	A (1 - R/2)	B (1 - R)		R	A (1 - R/2)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

(2) 国税との主な取扱いの違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	旧定率法	一般の資産は定率法か定額法の選択 【定率法選択の場合】 <ul style="list-style-type: none">平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得された資産は「250%定率法」を適用平成24年4月1日以後に取得された資産は「200%定率法」を適用平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められない	認められる
特別償却・割増償却	認められない	認められる
増加償却	認められる（※）	認められる
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価	合算評価

（※）税務署長に増加償却の届出を行っている資産については、届出書の写しを申告書に添付してください。

平成19年度の税制改正（減価償却制度の見直し）により法人税、所得税の減価償却資産について1円まで償却できるようになりました。しかし、固定資産税の償却資産については現行の評価方法を維持するとされ、5%残存のままであります。法人税、所得税で償却済であっても、実際に現在も事業に使用されていれば固定資産税では申告の対象となります。

(3) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

国税における租税特別措置法の適用を受ける資産が、直ちに固定資産税の特例資産に該当するものではありませんので、ご注意ください。なお、該当する償却資産を所有されている方は、認可書、設置届出書の写し等の必要書類を添付するとともに、備考欄に適用条項を記載して申告してください。

(4) 非課税となる償却資産

地方税法第348条、地方税法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。非課税となる資産を新たに取得された場合は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。

(5) 税額の減免

災害により所有の償却資産が著しく損害を受けた場合等には、税額の減免申請をすることができます。固定資産税課家屋償却資産係までお問い合わせください。

(6) 不均一課税・課税免除（税率の特例）が適用される固定資産

指定された地域内において、**一定の要件を満たす設備等を新設または増設**した場合、本市条例に基づき、固定資産税の不均一課税または課税免除の適用を受けることができます。

各条例に応じた主な内容は以下のとおりです。（適用条件の詳細は、お問い合わせください。）

指 定 地 域	原子力発電施設等	半島振興	過疎地域	地域経済牽引事業	地方活力向上
指 定 地 域	日松江市、鹿島町、島根町	八束町	鹿島町、島根町、美保関町	島根県基本計画で認定された区域内	地域再生計画で認定された区域内
主 対 象 業 種	製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業	製造業、旅館業（下宿営業除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等		県知事から地域経済牽引事業計画の認定を受けた事業者（主務大臣の確認を受けたものに限る）	県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者
取得要件となる設備	建物及びその附属設備等（適用条例により要件が異なります。）				
取 得 価 額	取得価額の合計が2,700万円を超えるもの	取得価額の合計が500万円以上（資本金の額により要件が異なります）	取得価額の合計が1億円を超えるもの（農林漁業及びその関連業種は5,000万円）	取得価額の合計が3,800万円以上（中小企業者等は1,900万円以上）	
対 象 期 間	令和9年3月31日までに取得			令和10年3月31日までに取得	・令和8年3月31日までに認定 ・認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までに取得
不 均 一 課 税 等 の 対 象	機械及び装置、家屋、家屋の敷地である土地（土地は、その取得の日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設着手があった場合）			家屋、構築物、それらの敷地である土地（土地の要件：同左）	機械及び装置、家屋、構築物、それらの敷地である土地（土地の要件：同左）
税 率 (本来は1.4%)	初年度 0% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7%	初年度 0.14% 第2年度 0.35% 第3年度 0.7%	固定資産税を新たに課することになった年度から、3年度分課税免除		(拡充型) 初年度 0% 第2年度 0.467% 第3年度 0.933% (移転型) 初年度 0% 第2年度 0% 第3年度 0%

◎ 不均一課税・課税免除の申請書の提出期限も、令和8年1月30日です。

令和6年度、令和7年度に不均一課税・課税免除の適用を受けた方も、第2、第3年度目の申請書の提出が必要です。

5. 申告書記入例

(1) 償却資産種類別明細書の朱字訂正

償却資産種類別明細書（資料用）…令和7年1月1日現在所有の資産として申告され、松江市に登録されているものが掲載されています。申告内容に誤りがある場合は、その箇所を朱字訂正して添付してください。

種資産類の コード	資産 コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用 年数	減価 残存率	令和8年度	
				年号	年	月				評価額	課税標準額
2	41600103	○○製造設備	1	平成	25	10	350,000	8 10			
6	41700104	コピー機（○○製）	1	平成	26	6	700,000 750,000	5			

(2) 債却資産申告書の記入例

自社作成の申告書で申告される場合、同封の「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の所有者コードを必ず記載してください。

令和8年1月16日 松江市長様		令和8年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）	
7690-8540 松江市末次町86番地		事業種目を具体的に記載してください。 法人のみ資本金の額も記載してください。 住所及び電話番号を正確に記載してください。 法人: 法人の設立年月を記載してください。 まつえたるかがしきいや 松江太郎株式会社 代表取締役 松江 太郎 個人: 氏名をふりがなを付けて記載してください。 法人: 氏名及び代表者を記載してください。 ※屋号があれは記載してください。	
ふりがな 1 住 所 (又は納税通知書送達先)		3 個人番号又 は法人番号 (資本金等の額)	
ふりがな 2 氏 名 (法人にあって はその名称及び 代表者の氏名)		4 事業種目 (資本金等の額)	
有 者		5 事業開始年 月 (この申告に応 する者の氏名及び 姓)	
有 者		6 7 税務申告 等の氏名 (電話 番号)	
有 者		8 8 短縮耐用年数の承認 9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は圧縮記帳 13 税務会計上の償却方法 14 青色申告 15 (市) 町村 (① 未決済 ② 領内 ③)	
有 者		16 借用(リース)資 産の所在 (有・無) TEL 0852-00-1234	
有 者		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
有 者		18 備考(添付書類等)	
有 者		※ 次に該当する方も○をつけて提出してください 1. 資産の増減なし 2. 該当資産なし 3. 廃業ほか (年 月)	

該当する方を○で囲んでください。

◎印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

* 太枠で囲まれた各項目の内容を記載してください。

